

管渠調査（テレビカメラ等）標準仕様書

第一章 総 則

1 一般事項

本委託は、設計書、本仕様書並びに神栖市契約規則に従い、管きよの調査を行うことを目的とする。

2 適用範囲

(1) 本仕様書は、神栖市（以下「当市」という。）が委託する管きよの調査作業（以下「作業」という。）に適用する。

(2) 仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び受託者との協議により決定する。

3 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は、当市の所有とする。また、調査の成果等は当市の承諾無しに公表してはならない。

4 法令等の遵守

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。

5 手続き

受託者は、作業にあたり必要に応じて道路法・道路交通法等の法令に定める手続きを行うこと。また、民有地等に立入調査を行う場合は、占用者及び管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

6 身分証明書の携帯

受託者は、業務中の身分を明らかにするため、身分証明書及び腕章等を常時携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

7 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた後着手すること。

ア 管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書 1部

イ 工程表 1部

ウ 調査計画書（緊急連絡表を含む） 1部

(2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。

(3) 作業が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

ア 完了届 1部

イ 報告書 1部

ウ その他監督員が指示するもの

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

8 現場体制

(1) 受託者は、調査の結果及び経験を有する管理技術者を現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。

9 工程管理

受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

10 記録写真

(1) 撮影は、調査計画書に基づき作業記録写真を撮り、保安施設の状況、テレビカメラ等使用機械の設置状況、

酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指示する内容について行うこと。

(2) 写真は、件名、撮影場所、撮影対象、受託者名簿等を明記した黒板をいれて撮影すること。

(3) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(4) 写真は、原則としてカラー写真とする。

11 住民説明等

(1) 受託者は、調査を実施するにあたり地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受託者は、地先住民等から要望又は交渉等があった場合は、誠意を持って対応し、このことを速やかに当市担当者に報告すること。このとき、当市担当者の指示があった場合は、その指示に従い速やかに処理すること。

12 損害賠償及び補償

(1) 受託者は、作業にあたり万一第三者等に損害を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を当市担当者に通報し、別途その内容を報告しなければならない。またその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

(2) 受託者は、工作物に損傷を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を当市担当者に通報し、別途その内容を報告しなければならない。また復旧に関しては当市担当者の指示のもと速やかに原形に復旧しなければならない。

13 作業の完了

調査作業を完了し、所定の報告書等が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

14 検査

(1) 完了検査には、受託者または現場責任者が必ず立ち会うものとする。

(2) 検査は、受託者の提出した報告図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の調査を行うこと。なお、これに要する費用は全て受託者の負担とする。

15 特に定めのない事項

(1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、調査作業の実施上当然必要な事項については、受託者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに当市担当者に報告し指示を受けて処理すること。

第二章 安全管理

1 一般事項

(1) 受託者は、調査にあたり公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

(2) 調査中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直に対処できるような対策を講じておくこと。また、事前に自然災害の兆候がみられる場合は、作業の自粛や既設置の機械器具の撤去など、事故の未然防止を図ること。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(4) 受託者は、調査にあたって下水道施設またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。

(5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに当市担当者及び関係官公署に報告するとともに必要な処置をとること。

(6) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果と改善方法を書面により直ちに当市担当者に届け出ること。

2 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の住民及び通行人の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講じること。
- (2) 調査現場には、「管路内調査工」等と明示した標識を設けるとともに、夜間作業を実施するときは十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を適切に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか当市担当者及び関係官公署の指示に従うこと。また、関係法令を遵守すること。

3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある管きょ及びマンホール内で作業する場合には、必ず換気を行い酸素濃度測定器、可燃性ガス測定器等でその安全性を確認し、未然に事故を防止しなければならない。なお、酸素及び硫化水素濃度等の測定結果は、記録、保存し、当市担当者が提示を求めた場合はその指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに換気等の事故防止に必要な措置を講ずること。また、このことを速やかに当市担当者に連絡すること。
- (4) 受託者は、この調査に従事させる作業員に必ず長靴、ゴム手袋等を使用させ、受託者の責任において定期的に健康診断を受けさせ、作業員の衛生管理に努めなければならない。

第三章 その他事項

1 その他事項

その他特別に定める事項がある場合は、別途特記仕様書に定める。